

山口市家事援助サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市家事援助サービス事業（以下「本事業」という。）は、在宅のひとり暮らし等の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の事業主体は山口市とする。この場合において、本事業の運営のうち利用者及び事業内容の決定を除き、本事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することにより実施するものとする。

(運営主体)

第3条 本事業の運営主体は前条の規定により本事業の実施を受託した社会福祉法人等（以下「受託法人等」という。）とする。

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者（以下「利用対象者」という。）は、介護保険料第1段階から第3段階の者で、市内に居所を有する在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯若しくは高齢者のいる世帯で高齢者を除く他の世帯員の障害、疾病等により高齢者に対し本事業による支援を要する世帯であって、本事業を利用することにより在宅での生活の維持、継続が可能であると認められ、かつ、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身寄りがなく、あるいは、あってもその身寄りが高齢等の家庭環境の面から身の回りの世話などが期待できないため、社会的支援が必要な者
- (2) 虚弱で日常生活に不安がある高齢者で要介護状態に陥らないために保健福祉サービス等が必要な者
- (3) 身寄りや近隣住民の支援を受けられない者で、病気やけが等により一時的に社会的支援が必要な者

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、別に定める申請書により、市長に対し申し出なければならない。

(利用の決定、却下等)

第6条 市長は、前条の規定により利用申請者から利用の申請があったときは、山口市基幹型地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、山口市が設置した統括機能をもつものをいう。）に設置する包括ケア会議を活用し、速やかにその利用の必要性について検討し、利用の可否について決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、別に定める通知書により当該利用申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の利用の可否の決定の際において、又は既に利用の決定をしている者について、その者が流行性のある疾患等他の利用者に支障があると認められるときは、その者の利用を制限し、又は中止し、若しくは取り消すことができる。
- 4 市長は、毎年7月1日を基準日として介護保険料区分（以下「区分」という）の確認を行ない、区分の変更により第4条第1項に定める規定に該当しないときは、廃止を決定し、別に定める通知書により当該利用者に通知するものとする。

(申請の代行)

第7条 第5条に規定する利用申請の手続きは、山口市の各地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、各圏域に設置されたものをいう。以下「包括支援センター」という。）の職員において代行することができる。

(個別生活援助計画)

第8条 本事業に係る利用対象者のサービス利用計画（以下「個別生活援助計画」という。）は、包括支援センターの職員において作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により作成した個別生活援助計画を、必要に応じて見直しを行い、変更することができるものとする。

(届出義務)

第9条 第6条第1項の規定により本事業利用の決定通知を受けた利用申請者（以下「利用者」という。）が本事業の利用期間中において、次のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

- (1) 転居又は転出したとき
- (2) 社会的又は私的な理由により一時的に本事業の利用を中止するとき
- (3) 介護保険法第18条の保険給付を受給することとなったとき

(台帳整備)

第10条 市長は、第6条第1項の規定により、本事業の利用の可否を決定したときは、その利用状況等必要な事項について別に定める様式により整備するものとする。

(事業内容)

第11条 本事業による援助は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 外出時の援助
- (2) 食事、食材の確保
- (3) 寝具等の洗濯、日干し
- (4) 家屋内の整理整頓
- (5) その他、市長が必要と認める援助

(利用の上限)

第12条 本事業の利用者1人当たりの利用限度は、1週当たり6時間までとする。

2 第4条第1項第3号の対象期間は、6月間を限度とする。

(委託料)

第13条 第2条の規定に基づき本事業を委託した場合の委託料の基準額及び請求の方法については、別に締結する委託契約書により約定するところによる。

(利用者負担)

第14条 利用者は、第11条のサービスの実利用時間に相応して、その実費相当額を負担するものとし、その額は利用者1人当たりの実利用時間1時間当たり230円とする。

2 受託法人等の長は、第11条に規定するサービスの利用状況に相応して、前項に定める実費相当額を利用者から徴収するものとする。

(職員配置)

第15条 受託法人等は、本事業を行うため、あらかじめ管理者を定め、ホームヘルパー研修過程3級以上の研修修了者等（以下「援助員」という）必要な職員体制を整備しなければならない。

- 2 前項の職員を配置する場合において、管理責任者については、他の職種との兼任及び、常勤、非常勤を妨げないものとし、援助員については、常勤、非常勤を問わないものとする。

(帳簿等の整備等)

第16条 受託法人は、本事業に係る利用実績について証する帳簿類のほか本事業の運営及び経理に関し、必要な帳簿等は常に整備しなければならない。

- 2 前項の帳簿等の保存期間は、5年とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成17年10月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市高齢者生活支援訪問サービス事業（軽度生活援助事業）実施運営要綱（山口市制定）、小郡町軽度生活支援援助サービス事業実施要綱（小郡町制定）、秋穂町軽度生活援助事業実施要綱（秋穂町制定）、阿知須町軽度生活援助事業実施要綱（阿知須町制定）、又は徳地町軽度生活援助事業実施要綱（徳地町制定）の規定によりなされた決定その他行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成18年4月1日より施行する。

(利用対象者)

- 2 本要綱第4条第1項において、「介護保険料第1段階から第3段階」とあるのは「市民税非課税世帯」と平成18年4月から6月の間は読み替えるものとする。

(利用者の特例)

- 3 本事業対象者について、平成18年3月31日まで本事業利用中の市民税非課税世帯以外の者については、平成18年度に限り本事業を利用できるものとし、その者の負担金については、第14条の規定にかかわらず、利用者1人当たりの実利用時間1時間当たり400円とする。

附 則

この要綱は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成22年1月16日より施行する。

(経過措置)

- 2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町在宅福祉事業実施要綱（阿東町制定）の規定によりなされた決定その他行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

(利用対象者の特例)

3 平成21年度に限り、編入前の阿東町の区域における利用対象者については、第4条の規定中「介護保険料第1段階から第3段階の者」にかかわらず、対象とする。

(利用負担の特例)

4 平成21年度に限り、編入前の阿東町の区域における利用者負担額については、第14条の規定にかかわらず、利用者1人当たりの実利用時間1時間当たり270円とし、生活保護世帯の者については免除とする。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日より施行する。